

## 社会福祉法人和歌山つくし会役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山つくし会定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員(以下、「役員等」という。)に支給する報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)について必要な事項を定める。

### (報酬等の支給)

第2条 職員以外の役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 無報酬、旅費
- (2) 非常勤の役員等 無報酬、旅費

2 役員等の旅費は、社会福祉法人和歌山つくし会旅費規程第2条の規定に基づき役員等が業務出張したときに支給する。

### (報酬等の額)

第3条 役員等の報酬の額の積算方法は、憲法89条(慈善、博愛の事業)に基づく社会福祉法人の設置趣旨から原則として賃金支弁とし、臨時職員に準ずるもので別表のとおりとする。

2 この法人の理事及び監事の報酬総額は、年間 50万円以内とする。

### (報酬の支給方法及び時期)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度、現金で支給する。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

### 付則

この規程は、平成 31年 3月 1日から施行する。

旧社会福祉法人和歌山つくし会役員等の報酬及び費用弁償規程は廃止する。

### (別表)

| 役職名          | 報 酬                     |
|--------------|-------------------------|
| 監事(監査時)      | 2,100円/時に源泉徴収相当額を加算した額、 |
| 非常勤の理事、監事、評議 | 1,600円/時に源泉徴収相当額を加算した額  |
| 選任・解任委員      | 1,600円/時に源泉徴収相当額を加算した額  |